



一般社団法人

-情報交流制度加盟員専用-

日本雇用環境整備機構

2019年 10月号

発行日 令和元年10月25日(第7号)
(月1回/毎月25日発行)
発行元 日本雇用環境整備機構事務局
東京都新宿区西新宿5-8-1第一ともえビル

特集：『外国人労働者と在留資格制度～活動制限のない身分・地位に基づく在留資格について～』
/馬場実智代(馬場社会保険労務士事務所長)

JEEニュース第7号発刊にあたって

毎月発行のJEEニュースでは情報交流制度加盟員の皆様に育児・障害・エイジレス等に関わる様々な情報をお届けしています。第7回の特集は日本で急激に増えている外国人労働者の在留資格についての寄稿です。日本の少子高齢化に伴う労働力不足からの外国人労働者の受け入れ、日本の企業のグローバル化による外国人従業員の増加を背景に、2018年10月発表(厚生労働省)の外国人労働者は1,460,463人(対前年度比181,793人/14.2%)で過去最高の伸びを示しています。人手不足の業界を支える重要な労働力となっていることがわかります。その多くは就労活動は認められているものの技能の習得が目的である技能実習生や、本来就労が認められていない留学生によるアルバイトといった活動の割合が増加しています。そもそも国内のなり手不足に直結してい

る業種で外国人労働者が増えている訳ですが、より待遇のよい先があれば「出稼ぎ」先として日本にこだわる理由はありません。日本を「働きたい国」と思ってもらうためにも、今後一緒に働く外国人の方たちの文化や慣習を理解し、彼らが働きやすい雇用環境を整えていく必要があるのではないのでしょうか。

全国の企業・団体等で活躍する雇用環境整備士の皆様の知識向上の一助となりますよう、様々なお役に立つ情報をお伝えしてまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。
—理事長 石井京子—

本機構のホームページをご覧になったことがありますでしょうか？WEB上でも色々な情報、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.jee.or.jp>

育児・障がい・エイジレス雇用の国内推進を目的として、受け入れる企業側に適正な雇用環境の整備を行っています。

一般社団法人
日本雇用環境整備機構
Japan Employment Environment Improvement Organization

03-3379-5597

受付時間：10:00~17:00 お問い合わせ



雇用環境整備の専門知識者養成と適正な雇用環境整備事業者の認定で
育児・障がい・エイジレスの雇用環境の整備ができる
知識者育成と就業支援の理解ある職場づくりを
公益的に推進しています。

- 育児とお仕事
ChildCare
育児と仕事の両立
- 障がい者就職
Challenged
障がい者雇用問題
- エイジレス転職
AgeLess
エイジレス(35歳以上)採用

お問合せ先 : Mail. info@jee.or.jp
TEL.03-3379-5597
FAX.03-3379-5596

編集 日本雇用環境整備機構 事務局(メルマガ担当係)
発行 日本雇用環境整備機構 <http://www.jee.or.jp>
本機構は育児・障害・エイジレス雇用促進団体です(所管：内閣府)
※公式ホームページからバックナンバーも閲覧できます。



@jee_twt



@日本雇用環境整備機構

(C)2019 JEE Org

特集

『外国人労働者と在留資格制度～活動制限のない“身分・地位に基づく在留資格”について～』

馬場社会保険労務士事務所長

馬場実智代

はじめに

日本では、2020年夏に開催される東京オリンピック・パラリンピックにむけて準備が進められているところですが、これから国際色豊かなイベントなども次々と開催され、観光やスポーツ観戦を楽しみに来日するたくさんの外国人を受け入れることとなります。そういった観光客もさることながら、ここ数年急激に日本における外国人労働者数が増え続けていることは、行政の発表した資料、報道で明らかどころです。2018年10月に厚生労働省が発表した外国人労働者数は1,460,463人。これは前年同期比181,793人の増加で、比率にすると14.2%増え、2007年（平成19年）に「外国人雇用状況」の届出が義務化されて以来、過去最高を更新しました。外国人労働者の増加の原因は、日本の少子高齢化に伴う労働力不足や企業の経済活動のグローバル化に伴った外国人労働者の受け入れによるものですが、具体的には、留學生のアルバイトの増加や、技能実習制度の活用による技能実習生の受け入れが進んだことなどがあげられます。この146万人という人数は、今の日本の派遣労働者数142万人（注：2019年1～3月平均、日本人材派遣協会ホームページより）を上回る人数となっています。今回は、増え続ける外国人労働者の「在留資格」をテーマに説明します。

1 在留資格制度について

日本に入国・在留する外国人は、原則として、入国する際に上陸許可を受け、その時に決定される在留資格によって、在留することとされています。外国人が日本に入国する際に必要な身分や活動範囲を示す法的資格が「在留資格」です。在留資格とは「出入国管理及び難民

認定法」（以後入管法という）により、外国人が日本に入国・在留して行うことができる活動を類型化して、日本がどのような外国人を受け入れるかについて定めたものです。

外国人の出入国管理制度に関しては、大きく「大陸型」と「海峡型」との2種類に分けられます。大陸型の出入国管理制度の特徴は、ヨーロッパの国々のように大陸続きで他の国と接している場合、出入国に対する管理より、在留期間が一定期間を超えた場合の許可や、就労のための労働許可等の在留管理を重要視しています。日本は周囲が海に囲まれているため海峡型の出入国管理制度を取っており、その特徴として「在留資格」を与えることにより外国人の出入国の管理を行い、在留資格に該当していない外国人に対しては、上陸を拒否したり、必要があれば強制退去をさせることになっています。

何年か前の話ですが、あるフランス人の若い女性（留學生）が、7月に日本の大学を卒業し、その年の9月からイギリスの大学院で学ぶためにフランスに帰国することになりました。日本からフランスまでの夏休み中の飛行機の費用が非常に高いということで、安く帰国する方法はないかと探していたところ、同じ日本の大学で学んだサークル仲間の留學生が「日本から中国に入国し、中国からロシアを回って鉄道で移動する列車の旅で、イギリス、フランスに帰る方法がある」とその女性に話しました。時間はかかるけど非常に安いと聞いて、その女性は、さっそく実際に中国、ロシアその他の国を鉄道で通過するための手続きを済ませて、夏休みを利用して祖国へ帰っていったとのことでした。私なら、「女性の一人旅は危ない」とか、「多少高くても時間をかけないで安全に」とか、「シベリア鉄道で何日もかけて移動するなんて、言

葉の通じないところで病気になったらどうするの」とか考えてしまいます。例えばそれが自分の娘なら「私がお金を出すから飛行機で帰って来なさい」と言ってしまいそうです。少し調べてみるとシベリア鉄道は、ウラジオストクからモスクワまでの 9,297 キロを結ぶ電車で、ウラジオストクから乗車し、モスクワにたどり着くまでに 1 週間もかかるそうです。彼女は北京経由でモスクワへ向かったとの事だったので、乗車距離も長く、ビザ等の申請も複雑だったのではないかと思います。陸続きでいつも国境を行き来して生活する国の人たちは、外国への

入出国は「陸型」の後日開を迎えた。2012 年、外国人が日本に滞在する許可に外国管理当局による在留期間の管理。これらの管理をこれまで、また、してき対応策が改正し、な技術を優遇策ました。号」と、ました。

外国人に適法に働いてもらうことができるように、外国人の在留状況をわかりやすくし、外国人が日本で働く時の証明（在留カード）制度の実施など、不法就労の防止ができるように出入国管理制度の改善が進められてきたところです。

2 在留資格の種類とその内容

在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号、略称「入管法」「入管難民法」）の別表に基づき、日本に入国する外国人が法務大臣の許可を受けて付与されるもので、具体的には (図①参照)「外交」「公

用」「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職 1 号 2 号」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「介護」「興行」「技能」「技能実習 1 号 2 号 3 号」「文化活動」「短期滞在」「留学」「研修」「家族滞在」「特定活動」および「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」となっており、2019 年 4 月以降これらに新しく「特定技能 1 号」と、「特定技能 2 号」が加わりました。

2-1 「特別永住者」

この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳細は下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

図①
在留資
「永
いて
管理の
に
人」と
並びに
する』
者」
は『特
義で
外国人
き続
がその
の在留
的地
1991
離脱し

た者等の出入国管理に関する特例法」（平成 3 年法律 71 号）が定められ、『特別永住者』として在留することになりました（出典：ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典より抜粋）。不安定で複雑な身分で生活していた在日朝鮮人・韓国人・台湾人とその子孫について、日本への定住などを考慮したうえで永住を許可したのが特別永住権であり、その者が「特別永住者証明書」の交付を受けて「特別永住者」となります。

日本に住む他の外国人との大きな違いが、特別永住者証明書の申請先です。外国人の在留資格の証明の申請は「地方出入国在留管理官署」であるのに対し、特別永住

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳細は下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

管理局

在留

「永

務大臣

いる外

に初め

平成 30

外国人

者証明
ます。
在留カ
市区町
者証明
の会社
人のよ
し、外
よる厚

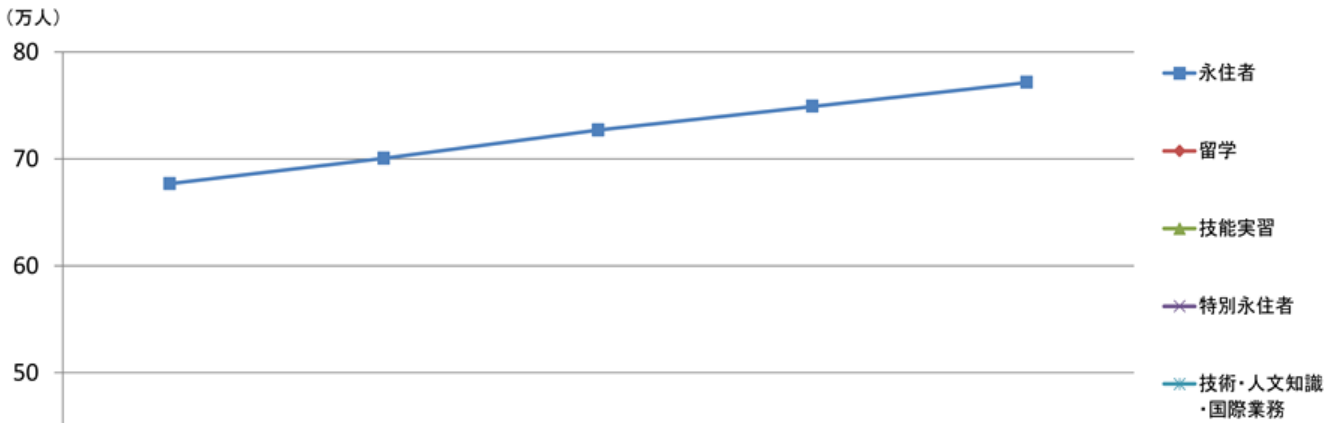
外されて……。図①（在留外国人数の推移（在留資格別）の折れ線グラフを見てわかるように、他の在留資格の外国人は増え続けていますが、毎年少しずつ人数が減っているのが特別永住者であり、図③（在留外国人の構成比（在留資格別））でわかるように、人数的には、技能実習生や留学生と同じ位の人数（30万人以上）の「特別永住者」が、戦後70数年たった今も日本で生活し就労しています。入管法上の在留資格ではなく、外国人でもありませんが、日本人でもない、歴史的な背景から在留する資格を与えられた特別な在留資格が「特別永住者」

が日本で生活をしています。近年はやや鈍化しているものの、毎年5%以上の増加をしている在留資格です。また、特別永住者の国籍は、韓国・朝鮮が99%を占めるのに対し、永住者は中国、フィリピン、ブラジル、韓国の上位四国で3分の2を占めています。

外国人が「永住者」の在留資格の許可を受けるには、次の要件をみたす必要があります。1. 素行が善良であること、2. 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。この1と2の要件を満たしたうえでその者の永住が日本国の利益に合すると認めたとときに限り、法務大臣

図②

在留外国人数の推移（在留資格別）



この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳細は下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

は、その
国管理及
なった場
りません
すが、日
「永住者
ようです

2-3 「

日本に在留する外国人のうち約5.2%約142,581人(図③参照)が「日本人の配偶者等」(「日本人の配偶者等」の「等」とは、「配偶者」以外に「子」も含む意味で使われています)という在留資格を持っています。具体的には、日本人の配偶者、日本人の特別養子、または日本人の子として出生した者が取得することができる在留資格をいいます。「日本人の配偶者」に関しては、日本人と結婚した外国人は、国際結婚したらすぐに日本で暮らせると私たちは思っていますが、実際にはすぐに「日本人の配偶者等」の在留資格が取得できるわけではないそう

本人の配偶者等」の在留資格のままで日本に在留することはできません。また、同居が要件となっていますので、理由なく別居していると在留資格の更新が認めてもらえないこともあるとか。なぜそのような厳しい審査があるかということ、結婚を装い「日本人の配偶者等」の在留資格で、日本で違法に就労する外国人が後を絶たないためです。二人の出会った場所が、外国のパブであったり、交際中の写真が少なかったり、日本人側の年収が少なかったり、年齢差が大きい場合などの場合には、その婚姻

者等

理局

いて

つま

否か

いか

、交

どし

は、

、相

「日

が真実のものであるかどうか非常に厳しく審査されるそうです。また内縁の配偶者、外国で有効に成立した同性婚による者も「日本人の配偶者等」にはなれません。

これは最近のニュースですが、「安定した在留資格」が得られず、「家族生活の自由」を侵害されたなどとして、日本国籍と米国籍の男性カップルが国に計1100万円を求め、国家賠償請求訴訟を東京地裁に起こしました。米国籍男性は、在留資格の変更などを求める訴訟も提起したそうです。提訴したのは、日本国籍の会社員男性と米国籍の男性のケースです。訴状などによると、2人は15

年間連続して、同性の外国人の在留資格の更新が困難を求めた在留資格

自由を侵害し、性的指向による差別で憲法が保障する「法の下での平等」に反するとしているそうです（2019年9月13日朝日新聞記事より抜粋）。裁判結果が気になるようですが、今後もこのようなケースが増えてくる可能性は大いにあると思います。

2-4 「永住者の配偶者等」

「永住者の配偶者等」という在留資格について説明します。「永住者の配偶者等」とは、永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留してい

とは、す。「日」の配があるあり、あり、めら」の

この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

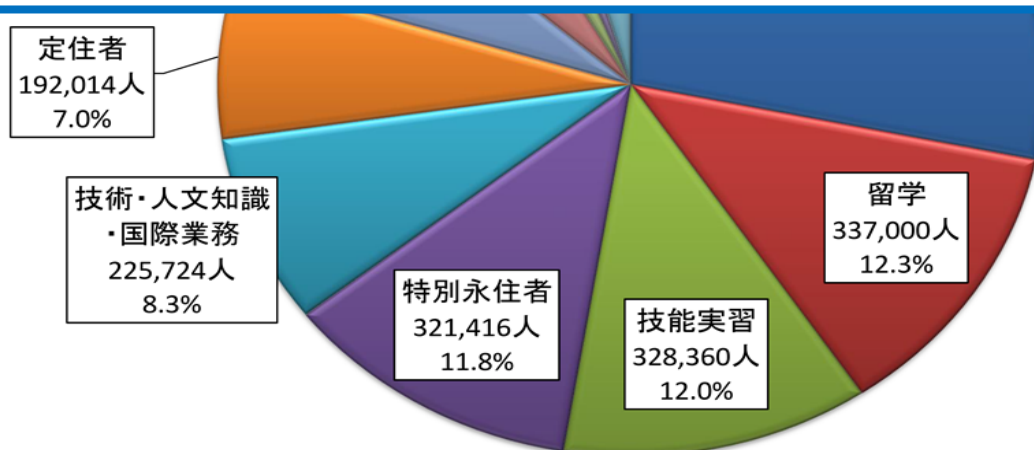
全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳細は下記をご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

図③



在留資格を持つ者は 37,998 人で在留外国人全体の 1.4%と、全体の割合としては少ない人数の在留資格となります。

2-5 「定住者」

「定住者」についてですが、日本国に在留する外国人に与えられる在留資格の一種で、法務大臣が特別な理由を考慮し、5 年を超えない範囲で一定の在留期間を指定して居住を認める者です。主な対象者は日系人とその配偶者、インドシナ難民、日本人や永住者等の配偶者と死別・離婚した外国人、永住者や定住者の親に扶養される

未成年・
イア)。

は 192,0
様々な事
の方達で

3 国籍

少し話
スプレー
インタビ
ませんか
ールの
す。日本
は思えま
国籍に関
件を定め
条の委任
年) 5 月
は、日本
であると
民であつ
がともに

められており、この 2 人のスポーツプレーヤーの場合は、1 の要件に該当するため、日本人となります。彼らの容姿や話し方と、自分たちのイメージする『日本人』がどれくらい一致しているのか、容姿や話し方は「日本人」と判断する時に全く関係ないのか？考えさせられるところですよ。

相撲の世界では、モンゴル出身の横綱白鵬が最近「帰化」したとの話題がありました。力士になるために来日する外国人は、初めて日本に来るときは、短期の在留資格で来るそうです。その後、新弟子検査を受け、新弟子

検査に合格すると、その合格証とともに在留資格変更許可申請をし、変更許可後の在留資格は「興行」となります。通常、在留資格の変更はなかなか認められないようですが、力士の場合相撲協会の新弟子検査の合格で「興行」の在留資格に変更できるそうです。日本に来て日の浅い力士は「興行」の在留資格ですが、白鵬関はすでに「永住者」としての権利を取得していたそうなので、今回の帰化の申請により「日本人」となりました。

グローバル化の進展は、今後スポーツの世界だけでなく様々な分野に大きな変化を起し、私たちが驚かせた

労働
増え

この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳しくは下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

れたいと考えていますが、外国人にとって日本は理想の働きやすい職場環境といえるのでしょうか。2019 年 7 月に発表された、外国人が働きたい国ランキングにおいて、日本は調査対象 33 カ国中 32 位という結果になりました。ネットでは「このままでは外国人労働者にソッポを向かれてしまう」との嘆きの声が出ています。国は深刻な人手不足に対応するため、外国人労働者の本格的な受け入れをスタートし、事実上の移民政策に舵を切りました。かつての日本は豊かな国と思われており、アジアを中心に多くの外国人が日本での就労を希望していました。し

かし、今の日本は東日本大震災の原発事故による大気汚染、海水汚染など健康への被害が払拭されていない現状、温暖化や台風による自然災害の多発、高い物価や低賃金など、とても外国人にとって魅力のある生活ができる環境とは言えないのではないのでしょうか。日本の経済の衰退が進むにつれて、働く国としての日本の労働市場の魅力は薄れており、様々な労働力としての外国人の受け入れを望んだとしても、日本側が望む水準の労働者が集まらないのではないかと懸念する声が出ています。日本よりもランキング上位に位置している国の中には、すでに先進国に近づいているタイやマレーシアは当然のこととして、日本が人材供給源として期待するベトナムやインドネシア、フィリピンなども含まれています。(出典：外国人が住みたい・働きたい国ランキング【2019年版】HSBCホールディングス・Yahoo!ニュースより)。今までの技能実習制度の様に、外国人労働者を安い労働力の供給とみて、低賃金、過重労働、安全配慮なしで働かせようというような考え方であれば、今後日本の「外国人労働者雇用」は成り立っていかないでしょう。

日本は多くの被災地を抱え、復興を強力に進めていかなければなりません。また、中小零細企業の人手不足は日本経済を根底から脅かすことになりそうです。私たちは今後、共に働く外国人の方たちの「在留資格」を十分に理解したうえで、文化や習慣の違いをサポートしながら、外国人労働者とどのように共生していくか、をテーマに外国人と働く「労働環境」、「雇用環境」を整えていかなければならないと思います。

プロフィール

馬場実智代 (ばば みちよ)

大手電機メーカー研究所を退所後、二児の子育てをしながら企業の総務担当として勤務。社会保険労務士資格を取得後、大学人事部にて企業・大学の給与計算、社会保険の手続き、育児者の諸手続き、制度の説明などを担当。現在は独立して馬場社会保険労務士事務所長として活躍中。2012年より一般社団法人日本雇用環境整備機構の雇用環境整備士資格講習会の育児者雇用講師を担当。



(参考) 本紙における馬場実智代氏のバックナンバー
R1. 6月号『育児介護休業法について管理職が知っておくべき知識』
※この号は以下より無料でどなたでもお読みいただけます。
<http://www.jee.or.jp/mailmagazine/backnumber/jee1906.pdf>

★★連載：職場のバリアフリーについて★★

～第3回：視覚障害者編～

視覚障害とは見る事が不自由または不可能になっている状態のことです。視覚的な情報を、まったくあるいはほとんど得られない「盲(もう)」と、文字の拡大や補助具等を使用し、保有する視力を活用できる「弱視」に分けられます。視力をほとんど活用できない盲の人の移動時は、ガイドヘルパーや盲導犬と歩くこともありますが、単独で歩く場合、白杖(はくじょう)を持ちます。横断歩道と手前の歩道の段差は国のガイドラインで2センチと決まっていますが、この高さは車椅子ユーザーが何とか乗り越えることができ、「盲」の人が歩道と車道を区別できる貴重な高さです。単独で歩行する「盲」の人は白杖でこの2センチの高さを識別します。白杖の目的は周囲の状況や路面の変化などの情報を入手し、安全の確保、周囲に視覚障害者であることを知らせることです。視覚障害者は、音声、触覚、嗅覚などの情報を手掛かりに周囲の情報を把握しています。



「盲」の人と接する時は、自分から近づいて、「〇〇さん、こんにちは。△△です」というふうに名乗ります。説明する時は、「むこうの…」などの指示代名詞や指差し表現は伝わりませんので、「あなたの右側の棚」、「みかん位の大きさ」などと具体的に説明します。方向や位置の説明は、その人が向いている向きを基準にして説明します。「盲」の人は自分の周囲の様子を頭の中にイメージし、身体で覚えています。日常的に利用している場所でも普段と様子が違うと戸惑います。通路に通行の妨げになる物を置かない、日頃使用している物の位置を変えないよう、周囲は注意を払いましょう。困っていそうなときは、「お手伝いしましょうか？」と声をかけましょう。

(石井京子記)

☆☆雇用環境整備士資格講習会のお知らせ☆☆

本機構が認定する**雇用環境整備士**とは、育児・障がい・エイジレス・学生の四対象者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のための専門知識者資格です。Ⅰ種（育児者雇用）・Ⅱ種（障害者雇用）・Ⅲ種（エイジレス雇用）・Ⅳ種（学生雇用）の4種の専門知識者を養成しています。7月～9月に開催された夏季は延べ963名の整備士資格者が養成され各企業に設置され職場の環境整備に尽力ご活躍されていくことと思います。

次回冬季開催が決定した際に案内の送付を希望する方は以下からお申し込みください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>



冬季は来年1月～3月内で全国各地で開催予定

雇用環境整備士クイズ

Q. 学生雇用に関して次のうち**正しいもの**はどれでしょう。第Ⅳ種の整備士の方は試してみてください。

①学生アルバイトは技能が未熟であるため、雇用するときに注意喚起のため「お皿を割ったら罰金5千円支払ってもらう」旨を契約に盛り込んでも、実際にお皿を割ったときに損害の賠償を請求さえしなければ違法ではない。

②学生アルバイト従業員については、雇用保険は原則適用されないこととされている。

③学生アルバイトは社員旅行などへの不参加率が高いため、福祉・慰労・慰安の為に積み立てに限り強制できる。



④学生アルバイト従業員が大学からバイト先へ向かう途中で事故に遭った場合、通勤災害として労災は適用される。

(答えは最終ページ)

☆☆時事ニュース☆☆

～65歳以上最多人口、割合28%世界最高～

『敬老の日に合わせ総務省は65歳以上の推計人口を発表した。同日時点で前年比32万人増の3,588万人と過去最多となり、総人口に占める割合も28.4%で最高を更新した。この割合は世界201の国・地域で最も高い。超高齢社会を見据え、医療、介護、年金といった社会保障制度改革や労働力不足などの課題に早急に取り組む必要性が改めて浮き彫りになった。65歳以上の人口のうち、男性は15万人増の1,560万人、女性は17万人増の2,028万人。総人口に占める割合は2025年に30%に達し、第2次ベビーブーム世代(1971～74年生まれ)が65歳以上となる40年には35.3%まで高まる見通しだ。70歳以上の人口は過去最多となる2,715万人。47～49年生まれの団塊の世代が70歳を迎えていることが背景にある。また、18年の65歳以上の就業者数は前年から55万人増えて最多の862万人。内訳は男性が512万人、女性が350万人で、15年連続で増加した。就業者総数に占める高齢者の割合も12.9%と過去最高を更新した。』(2019.9.15 時事通信社)

今の日本は15歳未満の子供が約1割で、高齢者が約3割の人口で構成されている国家です。20年くらい前の平均寿命は75～76歳だったと記憶していますが、現在は平均寿命85～86歳と言われています。医学の進歩で近いうちに国民の平均寿命90歳超も不可能ではないといわれています。雇用に関心すると、この状況下で20代が欲しいとか30代が欲しいとかもはや企業側もいってられない状況でしょう。また、エイジレスの方も昭和時代のように60歳定年後は年金で悠々自適というわけにはいかなそうです。65歳現役は当たり前、70歳以上でも労働を希望する方は大変多いのです。

企業は60～70代の方を雇用するよりも若い方を雇用した方がメリットがあるという考え方から脱却し、高齢者を雇って企業にメリットをもたらすための術を見つけていく必要に迫られています。高齢者雇用は「中途採用」と「継続雇用」に分かれます。育児者雇用・障害者雇用に比べて高齢者雇用は企業にとっても難しいテーマとされています。エイジレス雇用の専門知識者である雇用環境整備士Ⅲ種資格者を中心に、職場の雇用環境を社員一丸となって一步一步整備して、来るべき超高齢化時代に備えて欲しいと思います。

☆☆育児・障害・エイジレスQ&Aコーナー☆☆

/講習会で寄せられた受講者からの質問と講師の回答

Q1. 第1子育児中の時短勤務で、給与支給が満額でない場合に、第2子を妊娠・出産した場合、出産手当金は実際の支給給与額の2/3ですか？それとも時短控除前の標準報酬日額の2/3ですか？

(企業担当者より)

A1. 出産手当金は「従前保証」の考えはしません。健康保険の出産手当金は実際に支給される給与の金額ではなく、支給開始日以前の継続した12カ月間の各月の標準月額を平均した額を基準とします。前12カ月の間に短時間勤務期間があり、標準報酬月額が変更されていれば、その変更後の標準報酬月額を含む、前12カ月間の平均となります。



Q2. 発達障害のある方がイキイキと働くためには、ご本人の家族との連携も大切と感じます。実際にご家族との連携をされている企業等の取り組み事例をお伺いしたいのと、企業における障害者虐待の通報事例をもっとくわしく知りたいです。特に、「放置等による虐待」が認められた事例の証拠を知りたいです。

(企業担当者より)

A2. 職場によっては、毎日業務日誌を本人が記入し、その内容を上司が確認する形をとります。特に知的障害のある社員では、その障害の程度が重く、言葉によるコミュニケーションが困難である場合などは、職場からの連絡事項を家庭に伝える手段として、さらに担当者が家で様子を知る手段として、連絡帳を活用することがあります。しかし、一方で会社は学校とは異なり、一人一人の社員に時間をかけなければならないとなると、担当者の負担も少なくありません。本人自身でコミュニケーション

ができる場合は職場からの連絡事項は基本的に本人が伝えますし、会社に対しても本人から伝えるようにしていくことが望まれます。都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等については厚生労働省「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書で報告されていますが、事細かな事例はまだ掲載されておりません。

Q3. 高齢者雇用に際し、産業医・産業保健指導の強化について質問です。私ども弱小団体(50名未満)の場合は、産業医もおりませんし、指定している病院も御座いません。このような場合であっても、どこかの病院に産業医契約を締結する必要が御座いますでしょうか。また、従業員50名以下のため安全衛生委員会も御座いません。このような場合は、どのように対処や考え方を持つべきなのでしょうか。

(公益団体担当者より)

A3. 労働安全衛生法上では、産業医の選任も安全衛生委員会の開催も必要ありません。しかし、民事的には事業主は従業員に対して、健康配慮義務、安全配慮義務を負っていますので管理者は、職場環境について(時間外労働、職員のメンタル等)は、十分注意することが必要かと思えます。しかし、今現在差し迫った問題が起きていないのであれば、産業医の選任等については必要はないのでしょうか。



…<そのほかの気になるお仕事の疑問募集中>……

▼あなたの会社の悩み受け付け中。総務人事担当者、役員、管理職の方で育児・障害・エイジレスの雇用に関してお困りの際は質問お寄せください！また、当事者からの職場や仕事での悩みやご質問も受け付けています。雇用環境整備士講習会の講師が回答いたします。

▼過去の講習会で寄せられたQ&Aバックナンバーは本機構ホームページから無料ダウンロードできます。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

☆☆新着お知らせ☆☆

/本機構事務局より

(1) 雇用環境整備士カード資格者証

7～9月の雇用環境整備士資格講習会でカード資格者証をお申し込みされた方へ。完成お届けは11月中旬を予定しております。もう少々お待ちください。なお、今夏季のカード作成の申し込みはぐ切ました。



(2) 人材派遣許可および職業紹介許可取得

本機構では厚生労働大臣より上記許可を取得いたしました。今後は育児者・障害者・エイジレス（35歳以上）当事者と、これらの方々を積極採用する雇用環境が整備されている企業との橋渡しを行っていく予定です。求人企業はもとより、国内の人材派遣会社等への人材推薦業務など間接的な支援を非営利且つ公益的に推進していく予定です。

(3) 雇用環境整備士資格者へ。

整備士資格者の方でまだ登録証をご提出されていない方は早めに事務局まで送付ください。また、資格取得後に個人情報に変更があった方は変更届をご提出下さい（用紙はHPよりダウンロード下さい）。

……<日本雇用環境整備機構 NEWS について>……

●特集記事はパスワードを所有する情報交流制度の加盟員しか読むことができません。

●メールアドレス変更&配信停止

<http://www.jee.or.jp/mailmagazineout.htm>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます。パスワードは事務局より受け取ってください。

<http://www.jee.or.jp/mailmagazine/mailmagazine.html>

★本誌は毎月1回、本機構の情報交流制度に加盟している方に無料で配信しています。加盟するには以下から。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

秋風涼しい季節になってきましたが皆さまいかがお過ごしでしょうか。年度も下半期に入り、年末に向けて繁忙を迎えます。例年雇用が増大する時期でもありますので、育児・障害・エイジレスの雇用も視野に入れた採用を各社検討いただけましたらと思います。同時に整備士を設置している企業は職場の整備も進んでいると思いますので、それが本当に機能するかどうか試用するためにも積極採用してみたいかがでしょうか。 —事務局—

次号 **11** 月号の特集は

『従業員が若年認知症を発症した際に雇用主が知っておくべき知識（仮題）』

/執筆：宮永和夫

(NPO 法人若年認知症ケアセンター理事長)

-----11/25 日発刊メール配信予定-----

*執筆者の都合により内容変更になる場合がございます。

日本雇用環境整備機構ニュース第7号作成委員

編集長 日本雇用環境整備機構事務局長

編集 日本雇用環境整備機構事務局/総務部

監修 日本雇用環境整備機構事務局/広報部

協力 馬場実智代(特集)/石井京子/池嶋貫二/小松誠

出典 2019.9.15付 時事通信社

雇用環境整備士クイズの答え：②が正しい

①労働契約で違約金を定めるのは違法（労基法16条）である。但し、会社に損害を与えてしまった時の損害賠償請求をされた場合、労働者は免れない。②原則、学校教育法に規定する学校等の学生生徒は雇用保険の適用除外者とされている（但し一部例外あり）。③学生かどうかを問わず、労働者に強制的に積み立てさせることは禁じられている（労基法18条）。労働者の意思に基づくものは可能。④通勤災害とはアルバイト先と自宅の間での災害を指すため、アルバイト先と学校の間での災害は通勤災害適用とはならない。

このメールは情報交流制度加盟員及び本機構関係者へのみ配信している会員・加盟員限定のサービスです。この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせ/本機構事務局：03-3379-5597

お問い合わせ受付時間/10:00～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。